

成績不振者の基準について
(平成31年度6年次適用)

平成27年	2月18日	教授会承認
平成27年	4月1日	施行
平成28年	10月26日	改正
平成29年	4月1日	施行
平成31年	3月27日	改正
平成31年	4月1日	施行

以下に該当する者を成績不振者とし，進級判定・卒業認定制度2の⑤の(3)，及び3の②の(3)に基づき，教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

学年	総ユニット	欠点科目ユニット
1	59	6以上
2	62	10以上
3	52	8以上
4	54	6以上
5	57	6以上
6	74	7以上

なお，各学年3科目以上60点未満の場合，及び下記科目の欠点並びに条件が満たされない場合は，欠点科目ユニット数にかかわらず，成績不振者として審議対象とする。

記

学年	科目及び条件
1	「運動器」
4	共用試験（「CBT」，「OSCE」）
6	「OSCE」 「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」のいずれかが，60点未満

以 上